

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 救急病院の認定	【告示】	医療推進課	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定		健康推進課	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		〃	
○ 道路の区域変更		道路整備課	
○ 道路の占用を制限する区域の指定		〃	
【公告】		経営支援課	
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧		監理課	
○ 公共測量の終了		建築指導課	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		〃	
○ 〃		〃	
○ 〃	〃		
○ 〃	〃		

目次	担当課（室）

◎岡山県告示第五百八十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和五年十二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

美作市立大原病院

2 所在地

美作市古町一七七九―九

二 認定年月日

令和五年十二月六日

三 認定の有効期限

令和八年十二月五日

◎岡山県告示第五百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年十二月八日

指定した医療機関

名称

医療法人行堂会 長野病院

あいの倉薬局

のぞみ薬局 わけ店

あいら薬局倉敷二子

所在地

総社市金井戸一五〇―一

倉敷市児島味野六―一―六

和气郡和气町泉五〇―五

倉敷市二子二〇三―一八

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和五年八月一日

令和五年十一月一日

令和五年十二月一日

令和五年十二月一日

◎岡山県告示第五百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年十二月八日

指定を更新した医療機関

名称

リード薬局倉敷ベース

所在地

倉敷市宮前四八一番地一 グランパス二一〇二号

更新年月日

令和五年十二月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 矢掛寄島線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
浅口郡里庄町大字里見字屋中五二六六番四地先から		新	七・九 八・九	五三・〇
浅口郡里庄町大字里見字屋中五三〇一番一地先まで		旧	七・七 一一・四	五三・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 矢掛寄島線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
浅口郡里庄町大字里見字鳥越五二四一番六地先から		新	一二・〇 二七・〇	三二・〇
浅口郡里庄町大字里見字鳥越五二四一番六地先から		旧	一二・〇 二八・〇	三二・〇

◎岡山県告示第五百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類		路線名	占有を制限する区域
県道		矢掛寄島線	浅口郡里庄町大字里見字屋中五二六番四地先から 浅口郡里庄町大字里見字屋中五三〇一番一地先まで 浅口郡里庄町大字里見字鳥越五二四一番六地先から 浅口郡里庄町大字里見字鳥越五二八番六地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和五年十二月八日

〔五八七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年十二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デイオ周匝店

所在地 赤磐市周匝七十一番一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大黒天物産株式会社

住所 倉敷市西中新田二九七番地一

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 名称 ゴダイドラッグ周匝店

(変更後) 名称 デイオ周匝店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 ゴダイ株式会社

住所 兵庫県姫路市綿町一〇四番地スクエアビル二F

代表者の氏名 代表取締役 浦上 晃之

(変更後) 名称 大黒天物産株式会社

住所 倉敷市西中新田二九七番地一

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

4 変更年月日

令和五年十一月三十日

二 届出年月日

令和五年十一月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五八八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年十二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

内 岡山市南区箕島地	測 量 区 域
現地測量）公共測量（三級基準点測量及び	測 量 の 種 類
令和五年十一月二十七日	終 了 年 月 日

〔五八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真庭市富尾字左近田九九―一、九九―二、九九―三、一〇〇、一〇一―一、一〇二―三、一〇二―五

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

長野県上田市大字古里二〇五五―九

ルートイン開発株式会社

代表取締役 永山 勝利

三 許可年月日及び許可番号

令和五年八月十日岡山県指令建指第一五三号

〔五九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字荒神元三九五―八、三九五―九、三九五―一一、三九五―一三、三九五―一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺一九五四メゾンヴァントワアA一〇二

高家 雄也

高家 今日子

三 許可年月日及び許可番号

令和五年七月二十八日岡山県指令建指第一四〇号

〔五九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇八一、四〇八一四、四〇八一五、四一〇一八、四一一一

七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社三丁目三―七―一ブルースター東宮A二〇二

宮下 達矢

宮下真由香

三 許可年月日及び許可番号

令和五年八月二十四日岡山県指令建指第一七四号

〔五九二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十二月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字小山西六九九―二、六九九―七、七〇五―一、七〇五―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄二一九―一チアフル・ミサオ二〇三号

福元 祐輝

三 許可年月日及び許可番号

令和五年九月二十六日岡山県指令建指第二二〇号